

## CableTV alkie 加入契約約款

令和3年4月1日  
株式会社サイバーリンクス

株式会社サイバーリンクス（以下「当社」という）、当社が設置する施設及び（当社が配信している施設を含む）サービス提供者を受ける者（以下「お客様」という）とを間に締結される契約（以下「加入契約」という）は、次の事項によるものとします。

（提供するサービス）

- 第1条** 当社は、お客様に対しサービス区域内で、次のサービスの提供を行います。
- 基本チャンネルプランサービス  
ア、当社が再送信権を取得した放送事業者のテレビジョン放送及びラジオ放送の同時再送信サービス。  
イ、自主放送サービス。  
エ、B Sチャンネルアップサービス  
基本チャンネルプランサービスに当社が指定する番組を加えた番組を当社が貸与するデジタル端末機（以下「STB」という）により提供するサービス。
  - その他のサービス  
上記事業に附帯するサービス。

（契約の単位）

**第2条** 加入契約は、1世帯（同一の住居で起居し生活をおくする者の集まり。もしくは、独立して住居もしくは住居を維持する単身世帯）または事業用として行うものとし、加入者が1回線1回線ごととなります。但し、引込線1回線により複数の世帯が加入する場合（集合住宅等）は、各世帯ごとに加入契約を締結します。

（契約の成立）

- 第3条** 加入契約は、お客様が本契約約款の承認のうえ、指定の加入申込書に必要事項を記入・押印したものを当社に提出後、当社がこれを承認し、サービス提供に必要な引込工事及び宅内工事が完了したときに成立するものとします。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には申し込みを承認しないことができるものとします。
- 当社のサービス提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合
  - 加入申し込みをする者（以下「加入申込者」という）が自己に課せられた債務の履行を怠ったことがあるなど法的上重要な債務の履行を怠る恐れがあると認められる場合
  - 加入申込書の記載事項に虚偽、不備（名義、捺印、識別のための番号及び符号情報等の相違・記入漏れ等を意味します）がある場合
  - 加入申込者が当社の放送する番組の著作権者その他の侵害する恐れがあると認められる場合
  - 加入申込者が未成年の学生・生徒であるため、それらが法定代理人、権見人の同意が得られない場合
  - 料金等の支払い方法について、当社が定める方法に従っていない場合
  - 加入申込者がこの約款に違反する恐れがあると認められる場合
  - その他、当社の業務に著しい支障がある場合

（契約申込みの撤回等）

- 第4条** 加入申込者は、加入契約の成立日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその契約の撤回を行うことができます。（PPHは除きます）
- 2 前1項の規定による加入契約の撤回等は、その文書発した時に効力が生じるものとします。
- 3 加入契約後、引込工事、宅内工事等を着工済み、又は完了済みの場合にはお客様はその工事に要した全て費用と撤去工事にかかる費用を負担するものとします。

（契約の有効期間）

**第5条** 契約の有効期間は、契約成立日から1年間とします。但し、契約期間満了10日前までに当社、お客様いずれからも文書により何等かの意思表示がない場合には、引き続き契約を自動延長するものとしますし同様とします。

（加入契約料及び利用料）

- 第6条** お客様は、別表に定める加入契約料及び利用料、工事費等を当社に支払うものとします。
- 2 当社が第1項に定める全てのサービスを申し渡して、10日以上行なわなかった場合は当該月の利用料は無料とします。但し、天災地変その他当社が責に帰すことのできない事由によるサービス停止の場合は、この限りではないものとします。
- 3 当社は、社会情勢の変化、番組内容の拡充等により料金を改定する場合があります。その場合は事前にお客様に知らせます。但し、加入金の改定は、従お客様には適用しません。
- 4 加入契約料及び利用料は、放送法に基づく日本放送協会（NHK）の放送受信料・衛星放送受信料及びWOWOWの受信料は含まれておりません。
- 5 有料チャンネルとは、当社が提供するサービスのうち有料として指定したものを指します。有料チャンネルを利用する場合はチャンネル毎に初期費用及び利用料を支払うものとします。

（加入契約料及び利用料の請求）

- 第7条** 加入金及び引込工事費、宅内工事費等は、加入申込手続き後、当社が予め指定する一定の日目支払うものとします。
- 2 当社が受領した加入金は、返金はいたしません。
- 3 お客様は、利用料を当社が指定する期日までに当社の指定する方法により当社あるいは当社指定の金融機関に支払うものとします。

（延滞利息）

**第8条** お客様は、利用料その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払がなされた場合には、支払期日の前日までの日割において年14.6%の割合で計算して得た額を、延滞利息として当社が指定する期日までに支払っていただきます。

（施設等の費用負担）

- 第9条** お客様は、奥客の分岐装置（以下「クローゼット」という）から放送用光受信機器（以下「V-ONU」という）までの引込工事については、別途定める引込工事費を負担するものとします。
- 2 V-ONUの出力端子以降の施設（但し、当社が提供する端末設備を除く）及び引込みに要する自費性、地理的設備等のお客様稼働地内の特別な施設は、お客様が設置しその費用を負担するものとします。但し、使用する機器、工法については当社の指示に従うものとします。

（施設等の所有関係）

**第10条** 本契約のうち放送センターからV-ONUまでの施設及び当社が提供する端末設備は、当社が支配・管理しているものとみなし、本施設のうちV-ONUの出力端子以降の施設（但し、当社が提供する端末設備を除く）及び前条第2項で規定した自費性、地下埋設設備等の施設は、お客様の所有とします。

（STBの貸与）

**第11条** 当社は、当社が提供するデジタル放送を受信するために必要な機器であるSTB及びリモコン等の付属品をお客様に貸与します。但し、解約時にはお客様は直ちに当社にSTBを返還するものとします。なお、付属の8桁デジタル放送用ICカード（以下「B-CASカード」という）の取り扱いについては、第12条の規定によるものとします。

- 前1項により当社がお客様に貸与したSTBをお客様が破損、紛失した場合には、その損害を当社に賠償するものとします。
- お客様は、当社が必要に応じて行うSTBのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
- 経年劣化に伴うリモコンの交換費用はお客様が負担するものとします。
- STBの使用料はサービスの利用料に含まれます。

（B-CASカードの取り扱い）

**第12条** 当社は、デジタル放送サービスのお客様に対しB-CASカードを代行提供します。B-CASカードは株式会社

ビーエス・コンディショナルアクセスシステムの所有とし、解約後は速やかに当社に返却するものとします。

2 B-CASカードに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによりとします。

（施設の維持管理及び免責事項）

- 第13条** 当社が管理する施設とは放送センターからV-ONUまでとし、当社は当社の施設の維持管理責任を負うものとし、但し、お客様は維持管理の必要上、やむを得ずサービスの提供が一時的に停止することがあることを承諾するものとします。
- 2 当社の保安責任範囲は、施設の種類上、放送センターからV-ONUまでとし、その施設に故障事故等が生じた場合が限定的に当社の責任とします。
- 3 当社は、お客様から当社の施設に異常がある旨、申し出があった場合は、これを調査し必要な処置を講ずるものとします。但し、V-ONUの出力端子以降の施設及び受信機等（STBを除く）に起因する事項の場合はお客様の責任とし、修復に要する費用はお客様負担とします。
- 4 お客様は、当社もしくは当社が定める事業者の設備の調査、点検、修理などを行う場合、お客様の敷地、家屋、隣接物への出入りについて同意を供するものとします。
- 5 お客様は、お客様の故意または過失により、当社の施設に故障が生じた場合にはその施設の修復に要する費用を負担するものとします。
- 6 当社は、お客様の故意または過失により生じた事故や損害の賠償には応じません。
- 7 当社は、天災突発等の他当事者の責に帰することのできない事由によるサービスの提供の停止に基づく損害の賠償には応じません。

（設置場所の変更等）

- 第14条** お客様は、当該業務区域内に限り、STB及びV-ONUの設置場所を変更することができるものとします。
- 2 お客様は、前項の規定により、STBの設置場所を変更しようとする場合、当社にその旨を書面で申し出るものと、これに伴う移転作業は、当社または当社の指定する業者がこなすものとします。
- 3 お客様は、前項の変更に必要な費用を負担するものとします。

（名義変更）

**第15条** お客様は、次の場合に限り当社の承認を得て加入の名義を変更できるものとします。

- 相続する場合
- 加入申込者が、旧お客様の加入契約に定める旧お客様の施設の設置場所において、当社のサービスの提供を受けることにより、旧お客様の権利義務を継承する場合
- 前項の規定により名義変更をしようとする時は、加入申込者は、別途定める手数料を支払うものとします。

（加入申込書記載事項の変更）

**第16条** お客様は、加入申込書に記載した事項及び、サービスの内容について変更を希望する場合には、当社にその旨を書面で申し出るとし、申し出があった場合、当社は、すみやかに変更された加入契約の内容に基づいてサービスを提供します。

（放送内容の変更）

**第17条** 当社は、やむを得ぬ事情により放送内容を変更することができるものと、これに伴う損害賠償には、応じないものとします。

（禁止事項）

- 第18条** お客様は、当社が提供するサービスを第三者にテープ・配線等により供給することは無償・有償にかかわらず禁止します。
- 2 お客様は、当社に無断で施設の改変、補修、増設及び他の機器等を接続することはできないものとします。
- 3 お客様が、契約した受信機以外の施設機器を接続して、当社の施設を利用した場合には、当社の請求する差料金を支払わなければならないものとします。

（解約）

- 第19条** お客様は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する1ヶ月前までに文書により当社にその旨を申し出るものとします。
- 2 解約の場合、いかなる場合も支払い済み料金の払い戻しはいたしません。
- 3 解約の場合、当社は当社の管理する施設を撤去します。なお、撤去費用については、お客様に負担していただきます。また、撤去作業が契約が有償もしくは占有する土地、建物、その他の工作物等の復旧を要する場合、お客様にその復旧費用を負担して頂きます。
- 4 当社は、お客様が社団法人日本ケーブルテレビ連盟の「加入者相互互入制度」参加会社のエリア内へ転居する場合で、お客様が希望した場合は、転居先のケーブルテレビ会社に加入契約料免除で加入することができる証明書を発行します。

（義務違反による停止）

**第20条** 当社は、お客様において利用料または各種料金の支払いを3ヶ月以上遅延した場合、または本約款に違反する行為があったと認められる場合は、お客様に何らの通知、催告もなしにサービスの提供を停止あるいは加入契約を解除することができるものとします。但し、常習的に支払い遅延を繰り返すお客様、故意にまたは悪意をもって遅延するもの、当社が当社に対して不利益を及ぼすと予想されるものについては、支払遅滞期間を定めず、加入契約を解除することができるものとします。

2 お客様は、上記にかかわらずすべての費用を負担するものとします。

（個人情報の取扱い）

**第21条** 当社は、個人情報の取扱いについて、別紙「個人情報保護方針」に関り、次のとおり厳正に取扱うものとします。

- 当社は、お客様から個人情報を収集する場合は、その業務実施に応じた利用及び提供の目的を明示し、目的の範囲を超えての取扱いをしないものとします。
- 当社は、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等を防ぐものとします。
- 当社は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損などを防止する場合には、当社の厳正な管理の下で行うものとします。
- 当社は、お客様から自身に関する情報の開示・訂正の要求があった場合は、本人であることの確認後、当社の定める内部規定に基づき回答・訂正するものとします。

（定めなき事項）

**第22条** この契約約款に定めなき事項あるいは疑義が生じた場合は、双方誠意を持って協議のうえ、解決にあたるものとします。

（管轄裁判所）

**第23条** 当社は、加入契約により生じる一切の紛争等については和歌山地方裁判所を管轄裁判所とします。

（約款の改定）

**第24条** 当社は、この契約約款を総務大臣に届け出たうえ、改訂することができるものとします。

附則

- 当社は、特に必要があるときは、この約款に特約を付けることができるものとします。
- この約款は、平成19年3月1日より発効します。この改定後の約款は、平成21年4月30日より発効します。この改定後の約款は、平成22年7月1日より発効します。この改定後の約款は、令和3年4月1日より発効します。

（別表） ※価格は税込です。

1.料金表	
加入契約料	33,000円
工事費	
・引込工事費（標準）	64,900円
・宅内工事費（標準）	8,800円
・V-ONU引込設備撤去工事費	33,000円
・V-ONU停止作業費	5,500円
・V-ONU再開作業費	5,500円
・レンタル機器撤去作業費	5,500円
・サブポート費	5,500円
・手数料	
・事務手数料	2,200円
2.利用料	
月額	
・基本チャンネルプラン	935円
・B Sチャンネルプラン	2,035円
※STB 台目以降	550円/1台
年額	
・基本チャンネルプラン	10,670円
・B Sチャンネルプラン	23,210円
3.有料チャンネル利用料（月額）	
・スターチャンネル	
（3チャンネルセット）	2,530円

**株式会社サイバーリンクス 個人情報保護方針**

株式会社サイバーリンクス（以下、「当社」という）は、情報サービス事業者として事業を営むにあたり、お客様、お取引先様、株主様、従業員など多くの方々の個人情報（特定個人情報を含む）を適切に管理することを重要な社会的責務であるとと考えています。当社では、規則的制定及び管理体制の確立を図り、個人情報保護マネジメントシステムを策定するとともに、個人情報保護方針を以下の通り定めております。本方針を社内に関知徹底し、社員全員で個人情報の保護に努めてまいります。

- 個人情報の取得、利用及び提供にあたっては、取得に際してその利用目的を明確に定め、取得時に定められた利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取り扱い（目的外利用）を行わないこととし、そのための措置を講じます。
- 個人情報の取り扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。
- 個人情報の漏えい、滅失又は毀損などリスクに対し、適切な予防並びには正措置を講じます。
- 本人からの当該個人情報の開示、訂正、削除などの要請に対して速やかに対応いたします。また、個人情報保護に関する苦情及び相談に対して適切かつ迅速に対応します。
- 個人情報保護マネジメントシステムを定期的に見直し、継続的な維持改善に努めます。

制定日：平成15年7月1日

改定日：令和2年8月24日

株式会社サイバーリンクス  
代表取締役社長 村上 恒夫